

京都市共同生活援助における日帰り体験利用事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、将来、共同生活援助の利用を希望する障害者に対し、共同生活援助事業所において宿泊を伴わない短時間利用（日帰り利用）を認め、部分的に共同生活援助を体験する機会を提供することで、共同生活援助の環境に慣れ、宿泊を伴う体験利用や、その先の入居に繋げていくため、本市が実施する共同生活援助における日帰り体験利用事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるものとする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、京都市とする。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、将来的に共同生活援助事業所への入居を希望する者のうち、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。ただし、第1号アについては、京都市以外から障害福祉サービスの支給決定等を受けている者を除く。

- (1) 法第4条第1項に規定する障害者のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 京都市内で在宅生活を行っている者
 - イ 京都市から障害福祉サービスの支給決定等を受けている者
- (2) その他市長が必要と認める者

(対象事業所)

第5条 本事業は、本市内に所在する、対象者が利用を希望する共同生活援助事業所（以下「対象事業所」という。）が、次条に定めるサービスを提供するものとする。

(提供サービスの内容)

第6条 対象事業所において提供されるサービスは、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活援助など、対象者が利用する当該事業所での日常生活に適応することに資する支援を行うこととする。なお、対象者1名の受け入れ1回あたり2時間以上の支援を実施すること。

(共同生活援助の日帰り体験利用実施計画書の提出)

第7条 この要綱の規定により共同生活援助の日帰り体験利用を希望する対象者を受け入れる対象事業所は、サービス提供を行う前に、共同生活援助の日帰り体験利用実施計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(日帰り体験利用の承認)

第8条 市長は、前条の規定により提出された共同生活援助の日帰り体験利用実施計画書の写しにより、日帰り体験利用の可否について、当該共同生活援助の日帰り体験利用実施計画書を提出した対象事業所に通知する。

(対象期間)

第9条 本事業の支給対象期間は、各年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(支給額及び支給上限日数)

第10条 本市が対象事業所に支払う本事業の1日当たりの支援金の支給額は、対象者の障害支援区分に応じ下表のとおりとし、1つの年度における支給上限日数は対象者一人あたり3日とする。

障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
介護サービス包括型 支給額	3,870円	3,070円	2,590円	2,210円	1,560円	1,470円
日中サービス支援型 支給額	6,300円	5,550円	5,060円	3,620円		

(利用者の費用負担)

第11条 対象事業所が利用者に支払いを求めることができる費用は、法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条の4第3項に定める食材料費等であって、当該対象事業所における共同生活援助のサービス提供に係る重要事項説明書に規定する費用の範囲に限る。

2 対象事業所は前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(実績報告及び支援金の請求)

第12条 対象事業所は、四半期ごとのサービス提供終了後速やかに、共同生活援助の日帰り体験利用実績報告書（第2号様式）により実績報告を行うとともに、市長に支援金の支給を請求するものとする。

(関係書類の整備等)

第13条 対象事業所は、事業の収支に係る帳票やその他事業に係る諸記録を整備し、当該経費の経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(支援金の返還等)

第14条 市長は、対象事業所が次のいずれかに該当するときは、既に支給した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局障害保健福祉推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。